

原著論文

1964年東京オリンピックにおけるインドネシア不参加問題：
日本政府関係者の関与に焦点をあてて¹

富田 幸 祐（オリンピックスポーツ文化研究所）²

Abstract

This study clarifies Japan's attitude toward the non-participation of Indonesia in the Games of the 18th Olympiad (the 1964 Tokyo Games).

In February 1963, the International Olympic Committee (IOC) prohibited Indonesia from participating in the Olympics. However, there were voices in the Japanese Diet and the newspapers of Japan advocating for repealing this prohibition for Indonesia's participation in the Games of the 18th Olympiad (the Tokyo Olympics) to be hosted by Japan the following year. In response, Shigeru Yosano, the Secretary General of the Organizing Committee for the Games of the 18th Olympiad, and Syojiro Kawashima, the minister in charge of the Tokyo Olympics until July 1963, decided that the Japanese Olympic Committee (JOC) should decide on this issue. This problem of Indonesia's non-participation led to the involvement of not only sports officials, such as Yosano and Ryotaro Azuma, a member of the IOC and the Governor of Tokyo, respectively, but also Kawashima; Hiroo Furuuchi, the Japanese ambassador to Indonesia; Hayato Ikeda, the Prime Minister; and Eisaku Sato, the minister in charge of the Tokyo Olympics after July 1963. These members of the Japanese government held conferences with Sukarno, the Indonesian president, and Avery Brundage, head of the IOC. The prohibition against Indonesia's participation was repealed in the IOC meeting of June 1964, but the International Association of Athletics Federations (IAAF) and Fédération Internationale de Natation (FINA) did not rescind their independently issued measures against Indonesia, and hence, the prohibition on participation was not lifted for some of the athletes representing Indonesia, who had planned to participate in the Tokyo Olympics. Indonesia was dissatisfied with the situation and canceled the participation of all its athletes in the Tokyo Olympics.

The Japanese government was involved in the issue of non-participation due to its diplomatic relations with Indonesia during the period in question. However, it could not actively intervene. The Japanese government did not take the initiative in resolving the issue. There are two possible reasons for this attitude of the Japanese government.

¹ Indonesia's Non-participation Issue in the Games of the 18th Olympiad (the 1964 Tokyo Games): Focus on Japanese government officials' involvement

² Tomita Kosuke, Research Institute for Olympic and Sport Culture

- (1) The Olympics are an international sporting event under the jurisdiction of the IOC, and the Olympics refuse to allow politics to intervene.
- (2) The Japanese government recognized that sports and politics should be kept separate.

抄録

本研究は第18回オリンピック競技大会（東京オリンピック）におけるインドネシア不参加問題における日本の政府関係者の関与を明らかにすることを目的とした。

1963年2月、国際オリンピック委員会（IOC）理事会でインドネシアに対するオリンピック参加禁止処分が下された。翌年に東京でオリンピック開催を控える日本では国会や新聞において、インドネシアの処分解除を手助けするべきという意見が出される。これに対しオリンピック東京大会組織委員会事務総長の与謝野秀やオリンピック担当大臣を務めていた川島正次郎は、日本オリンピック委員会（JOC）がこの問題に対応するとした。しかしインドネシア不参加問題には与謝野やIOC委員で東京都知事であった東龍太郎といったスポーツ関係者に限らず、川島や在インドネシア日本大使である古内広雄、総理大臣の池田勇人や川島に代わり1963年7月からオリンピック担当大臣を務める佐藤栄作も関わっていた。日本政府関係者はインドネシア大統領のスカルノやIOC会長のブランデーと会談を行ったのである。インドネシアに対する処分は1964年6月のIOC理事会で解除となるが、国際陸上連盟（IAAF）および国際水泳連盟（FINA）が独自に出していたインドネシアに対する処分が解除とならなかったため、東京オリンピック参加予定のインドネシア代表選手の一部の参加禁止処分は解けなかった。このことを不服としたインドネシアは一部選手だけでなく全選手の東京オリンピック参加を取りやめたのである。

日本政府は、当該期のインドネシアとの外交関係を背景に不参加問題に関与したが表立った介入を行うことはなかった。日本政府が主導して問題を解決することはなかったのである。こうした日本政府の態度は①オリンピックがIOCの管轄する国際競技大会であり、オリンピックが政治の介入を拒んでいること、②日本政府がスポーツと政治は区別するべきこととして認識していたことが挙げられる。

Keywords: Tokyo Olympics, Sport and Politics, Indonesia, Non-participation

キーワード：東京オリンピック、スポーツと政治、インドネシア、不参加

はじめに

1964年10月に開催された第18回オリンピック競技大会（以下、東京オリンピック）には93の国・地域が参加した。1964年8月17日付の『朝日新聞』では、最低でも97の国・地域が参加し、最終的には「100カ国前後になる」と予想しており¹⁾、当初の想定より幾分か少ないものであつ

た²⁾。開会式前日の10月9日、この日、インドネシア共和国（以下、インドネシア）と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）が東京オリンピック不参加を決めた。帰国直前にインドネシアのスポーツ大臣であるラデン・マラディーは次のように語った。

まず日本がインドネシア・チームを歓迎し、大

会に全員を参加させようと努力してくれたことに心から感謝したい。史上最大のこの大会が成功することを祈る。私たちとしては基本精神をまげることではできないから、総引揚げはやむを得ない³⁾

なぜインドネシアは東京オリンピックに参加しなかったのか？このインドネシア不参加問題は、これまでの研究によれば次のような経過をたどる。1962年8月にジャカルタで開催された第4回アジア競技大会で台湾とイスラエルの参加問題（以下、台湾・イスラエル参加問題）が発生する。第4回アジア競技大会組織委員会は大会参加国・地域に対しインドネシアへの入国許可証を送付したが、この許可証が台湾とイスラエルの選手団の手元に届かず、インドネシアに入国できない事態に陥った。このことは、インドネシアが両国と国交を結んでいないこと、またインドネシアが中華人民共和国およびアラブ諸国との関係を強化していたことと相まって、インドネシアが国家政策のためにスポーツを利用し両国を締め出したものとされた。国際オリンピック委員会（以下、IOC）や国際陸上競技連盟（以下、国際陸連）はこれを非難し、両国が参加出来ないのならば、第4回アジア競技大会の公認を取り止めると警告を発する事態となった。アジア競技連盟は第4回アジア競技大会組織委員会とインドネシア政府に対して両国の入国許可を要請するが、インドネシア政府によって却下される。そして第4回アジア競技大会は台湾とイスラエルの参加が叶わないまま開会式を迎え、ウエイトリフティングを除くすべての競技が実施されたのである。この一連の騒動に対してIOC理事会で出されたのが、インドネシアのオリンピック参加禁止処分であった。処分発表後、インドネシアの大統領を務めるスカルノはIOCからの脱退とオリンピックとは別個の国際競技大会開催を宣言し、1963年11月にジャカルタで新興国競技大会（以下、GANEF0）が開催された。この時、国際陸連や国際水泳連盟（以下、国際水連）といった国際競技連盟（以下、IFs）は、

GANEF0に出場した選手に対しオリンピック出場禁止処分を科した。その後、IOCは1964年6月の理事会でインドネシアの出場禁止処分を解除するが、IFsはGANEF0出場選手に対する処分を解除せず、インドネシア選手団は一部の選手の東京オリンピック出場が認められないままとなった。この結果インドネシアは東京オリンピック不参加を選択したのである⁴⁾。

東京オリンピック開催を担った日本の関係者は、この問題にいかに対応したのだろうか。先行研究で、この点に言及しているものとして川本信正、波多野勝、富田幸祐、倉沢愛子の研究がある。川本は、IOC委員であり東京都知事でもあった東龍太郎がIOC理事会の場において「インドネシア・オリンピック委員会が、誠実に東京オリンピック参加の意思を表明したことを容認する」という提案を出し、IOCのインドネシアに対する処分解除につながったことを指摘している⁵⁾。また波多野は、日本がインドネシア復帰を仲介したことを指摘するが「IOC復帰の仲介もかなわず、さりとてスカルノを説得することもできず」じまいであったとしている⁶⁾。そして富田はこの問題に関わって当時のオリンピック担当大臣を始めとする政府関係者がインドネシアの大統領であるスカルノと会談を行ったことを指摘している⁷⁾。また倉沢も日本オリンピック委員会（以下JOC）や日本政府がインドネシアの参加実現に向けて「多大な努力を重ね」たことを指摘しその思惑として「『スカルノのインドネシア』との友好関係を特別視していた」ことを挙げている⁸⁾。このように日本ではスポーツ関係者だけでなく政府関係者も関与してインドネシアの処分解除に向けた工作が行われていたことが確認できる。

しかしオリンピックは、よく知られるように政治の介入を拒否することが原則としてある。この原則によって立てば、インドネシアの「復帰の仲介」に日本の政府関係者が関わっていたことは政治の介入にあたるのではないだろうか。つまり、この東京オリンピックにおけるインドネシア不参

加問題に対する日本の政府関係者の関与は、単にインドネシアの「復帰の仲介」をしたとして捉えるだけでは不十分であり、その経過をオリンピックへの政治介入の問題として議論をする必要があるといえよう⁹⁾。本稿ではこの点に関する考察を試みたい。

本稿で用いる史資料であるが、インドネシアの不参加問題の経過についてはIOC総会及び理事会議事録、オリンピックスタディーセンター所蔵資料、ブランデーコレクション、大会報告書を基に明らかにし、日本の関係者の動向については外務省外交史料館所蔵史料、関係者の日記や回想録、国会議事録、新聞を用いて明らかにする。

1. インドネシアに対するオリンピック参加禁止処分

1-1. 1963年2月5日のIOC理事会

1963年2月5日、ローザンヌでIOC理事会が開催された。理事会では第4回アジア競技大会に台湾とイスラエルが不参加に終わったことが取り上げられた。第4回アジア競技大会に参加し、理事会にも出席していたインド出身のIOC委員であるG.D. ソンディはインドネシア政府が大会を妨害したこと、この問題は第4回アジア競技大会を主宰したインドネシアオリンピック委員会に責任があるという見解を示した。この問題はスポーツへの政治介入の問題としてIOC理事会では協議が行われ、その介入を抑えることが出来なかったインドネシアオリンピック委員会に対して、オリンピック参加禁止処分が下されたのである¹⁰⁾。この時、理事会には出席できなかったがローザンヌに滞在していたオリンピック東京大会組織委員会（以下、組織委員会）の事務総長を務める与謝野秀はIOC会長のエイブリー・ブランデーに対し処分について質問した。ブランデーは次のように答えたという。

インドネシアに対する処分は、メンバーの資格

停止ということである。永久停止ではなく、今後憲章を尊重するという保証があれば、もちろん復帰できるわけで、いわば、懲罰という意味もあるわけだ¹¹⁾

「ジャカルタ大会のようなことをもう一度繰り返さない、今後は繰り返さないという保証さえあれば、いつでも〔処分は——引用者注〕とけるのだ」ということであった¹²⁾。

日本の新聞各紙では2月8日の朝刊、夕刊の1面でインドネシアの処分を伝えている¹³⁾。報道の中にはローザンヌでこの報せを聞いた与謝野の「明年に東京オリンピックを控えている日本にとっては相当困った問題になると思う」とのコメントが掲載されているものもあった¹⁴⁾。また同日、国会では参議院オリンピック準備促進特別委員会が開催されており、委員会に出席していた組織委員会副会長の竹田恒徳は「アジアの国こぞって、残らず全部参加してもらいたいというのが当初からの希望でございます…新興国のインドネシアがここに加われないということはまことに遺憾なことだと存じます」と語った。2月21日に開催された参議院オリンピック準備促進特別委員会では、社会党参議院議員の岡田宗司が「私どもアジアの一国であり、新興国としてこれから大いに伸びていこうという国のスポーツ界が、この東京オリンピック大会から締め出されるということは、私どもとしては非常に残念なことだと思うのであります」と語っている¹⁵⁾。この日の委員会にはローザンヌから帰国した与謝野が出席しており、インドネシアの処分を含むIOC理事会の報告がなされた。報告の中で与謝野は「これはインドネシアだけの問題でなく、おそらくすでにIOCを脱退しております中共はもちろん、アラブ諸国にも波及するのではないかと、こういう危惧の念を持って非常に心配したわけでございます」とインドネシアに対する処分がもたらす東京オリンピックへの影響に懸念を示した¹⁶⁾。実際に2月下旬になると日本の新聞ではアラブ諸国がIOCの処分を非難

し、東京オリンピックをボイコットするとの報道が出てくる¹⁷⁾。

1-2. アラブ諸国のボイコット示唆

アラブ諸国のボイコット騒ぎの背景には、イスラエルとアラブ諸国の政治的対立がある。第一次世界大戦後にイギリス委任統治領となっていたパレスチナは、第二次世界大戦後にユダヤ人国家のイスラエルとアラブ人国家のパレスチナに分割される。このことにアラブ諸国は反対し、イスラエルとアラブ諸国は度々衝突を繰り返していた。第二次中東戦争勃発の際には、エジプト、イラク、レバノンが1956年のメルボルンオリンピックをボイコットしており、今回のインドネシアへの処分が、イスラエルが絡んだ問題であること、またインドネシアとアラブ諸国が友好関係にあることを踏まえれば、アラブ諸国のボイコットは現実味のあるものであった。

アラブ諸国のボイコット騒ぎに関し、外務省では在アラブ連合日本大使館に対し、その情報収集を要請する¹⁸⁾。そして在アラブ連合日本大使館は、「瀬戸口当地朝日特派員」とアラブ連盟事務次長のノファルおよびアラブ連合オリンピック委員会事務局長のトーリーとの間で行われた会談内容を報告した。会談でノファルは「アラブ諸国のオリンピック参加が実現するよう、事が円満に解決することを望んでいる」と語り、トーリーはアラブ諸国のボイコットは「政治的な色合いのものであり、かつ一般にかなり誇大に報道されている…我々としては、あくまでスポーツ人として政治問題にはかかわりたくない肚である」こと、インドネシアの東京オリンピック参加が実現することを望んでいると語ったという¹⁹⁾。この段階ではアラブ諸国にとって東京オリンピックボイコットは現実的な選択肢ではなかったようである。

こうした情報を背景にしてか、日本ではアラブ諸国によるボイコットを政治的なパフォーマンスであり、大事ではないとする見方もあった²⁰⁾。

1-3. インドネシアへの処分に対する日本での反応

話は前後するが、インドネシアに対するオリンピック参加禁止処分が出た直後、IOC委員を務める高石真五郎は「日本オリンピック委員会などから積極的にインドネシアNOCに働きかけて、IOCにあやまるよう申入れてやったらどうだろうか」と新聞の取材に対し述べている²¹⁾。また『朝日新聞』の天声人語には「日本は東京大会にインドネシアが気持ちよく参加できるように同国の思い直しに一働きすべきではないか」と日本の働きかけを求める見解が掲載された²²⁾。政治家の中でも、岡田が1963年2月8日の参議院オリンピック準備促進特別委員会で、次のように述べている。

何らかの方法を講じてインドネシアを参加させることは、私は日本としてとるべき道じゃないかと思うのであります…日本は消極的な態度でなく、積極的な態度をもって、このインドネシアに対して、こういう決定がありまして、総会で何らかの形で救済措置がとられるように努力されることを望みたいと思います²³⁾

なお岡田は、3月8日のオリンピック準備促進特別委員会において、IOC理事会に参加資格のあったIOC委員であり東京都知事の東龍太郎が業務上の理由で出席しなかったことを取り上げ、東の欠席がインドネシアに対する処分に「かなり重大な影響を与えたのだらうと思います」とも発言している。

東京でオリンピックをやるその国のIOCの委員が[IOC理事会に]出ていない、これに何も意見を述べないということは、これは私はどうもふに落ちない²⁴⁾

そして岡田は東京オリンピックと関係のある問題が、東のいない理事会で協議され決め事がなされたことは「日本が東京オリンピックを進めてい

く上に、やはり非常な欠陥じゃないかと思う」と述べたのである²⁵⁾。

1-4. 日本における問題解決の主体はどこか

インドネシアに対する処分に対し、日本ではどのように対応するのか。この点に関し、与謝野は1963年2月21日のオリンピック準備促進特別委員会で²⁶⁾、オリンピック担当大臣である川島正次郎は同日の予算委員会で²⁷⁾、それぞれこの問題に対応するのは組織委員会ではなくJOCであるとの結論にいたったことを明らかにする。組織委員会は東京オリンピックの開催準備を遂行するための団体であり、参加問題の解決を主導する立場ではないという認識が当事者たちにはあった。それゆえIOCのインドネシア処分に対し日本の代表として積極的な行動に出るべきなのはJOCであるということであった。ただし与謝野は次の様に説明する。

組織委員会としては、あらゆる国が東京大会に参加してくれることを望んでいるのでありまして、また最後の瞬間までそのつもりで準備を進めていきたいわけでございます…これ[インドネシア不参加問題]に対してどう善処するかは、もっぱら日本オリンピック委員会というほうで研究していただき、実質的にはわれわれとして、こういうこともある、こういう智慧もあるということは、裏ではいろいろ皆話し合いますが、組織委員会というものは東京の大会を準備する委員会である、そういう建前でいきたいと思うのであります²⁸⁾

主体的に動くのはJOCだが、それはあくまで「建前」であり、決して不干渉となるわけではないということである。また川島は3月4日の予算委員会で、東京オリンピックはアジアで初めて開催されるオリンピックであり、「アジア諸国が参加することを切望」しているが、インドネシアを「参加させるか、しないかということは、IOCの決定に従うのでございまして…IOCの指示を受

けまして処置することに相なろうかと考えております」として上で、次のように説明して「政府は、スポーツに干渉しない範囲内」で「協力」する姿勢を示した²⁹⁾。

この問題につきましては、先般オリンピック組織委員会を開会いたしましていろいろ協議をいたしました。JOC - 日本オリンピック委員会において善処するようにいたしております。…適当にJOCにおいて処置いたしますが、政府は、スポーツに干渉しない範囲内でできるだけこれに協力いたしたいと、かように考えております³⁰⁾

4月初旬にはIOCから組織委員会に対しインドネシアへの東京オリンピック招待状送付を見送るように連絡が届く³¹⁾。またインドネシアでは4月末に新たな国際競技大会開催のための準備会議が開催され、その席上でスカルノはオリンピックが「既存秩序、植民地主義者、帝国主義者の道具となり、創設者の意図から逸脱してしまっている」と批判した³²⁾。こうした状況の中で、日本では解決に向けた動きが出始めることになる。ただ、その発端となったのはJOCではなかった。JOCがインドネシア不参加問題を担当することを明言していた川島だったのである。

2. インドネシアに対するオリンピック参加禁止処分解除工作

2-1. 日本とインドネシアの関係者による会談

1963年5月21日、『朝日新聞』の夕刊にヨーロッパに向かう途中に「非公式」に日本に来るスカルノ大統領とインドネシア不参加問題解決のため「私的な立場で会談したい」とする川島のコメントが掲載される³³⁾。そして川島は翌22日の国会において「先般懇意な者がインドネシアに行くついで」があったのでスカルノの意向を確認したとして次のように語り、まもなく来日するスカルノと会談を行うことを明らかにする。

スカルノ大統領としては、やはりできるならばぜひ東京大会に参加したいのだ、それにはIOCとインドネシアの間では従来いろいろないきさつがあるので、それをどう解決するかということについて自分も考えたい、東京に近く行くから、私に会ってそれを相談したいということを書いてまいりました…もしスカルノ大統領の意思がはっきりいたしますれば、これを日本のIOC委員の東、高石両君とJOC委員長の竹田さんの三人に話を移しまして、今後は直接そういうスポーツ関係の人とインドネシア、IOCと三者の間で話をするようにいたしたい、それまでの橋渡しは私がいたしたい、こういう気持ちでスカルノ大統領に会うつもりでおります³⁴⁾

当時の日本は西側諸国で唯一インドネシアと良好な関係を築く「特異な国」であった³⁵⁾。またインドネシアをはじめとした東南アジア諸国との賠償交渉が妥結する中で、日本政府は該当地域への経済進出を政治課題として掲げていた³⁶⁾。川島の関与には、オリンピックにアジアの国であるインドネシアが出られないということだけでなく、インドネシアとの外交関係も背景にあったといえる。

24日、川島とスカルノが会談した。会談では政府間同士ではなく、スポーツ関係者同士での話し合いが必要との認識をお互いが示したという。そして30日には両国の関係者による会談が実現する。『朝日新聞』によれば出席者は、日本側が川島正次郎（オリンピック担当大臣）、高石真五郎（IOC委員）、東龍太郎（IOC委員／東京都知事）、竹田恒徳（JOC会長）、与謝野秀（東京オリンピック組織委員会事務総長）、古内広雄（在インドネシア日本大使）の6名、インドネシア側がスカルノ（大統領）、マラディー（スポーツ大臣）、スバンドリオ（外務大臣）、レイメナ、サレー、イクサン、ハメンク・ブオノ、バンバン・スゲン（在インドネシア大使）の8名の計14名であった³⁷⁾。会談では、スカルノが「[インドネシアと

IOCの双方を]満足させる解決が見出されるならば喜んで東京大会へ参加し、大会の成功の為に協力したい」³⁸⁾との発言もあったが、「インドネシア側は自分のほうから、ジャカルタ大会では悪かった、とってあやまったようにとられることはいっさいできない」³⁹⁾との立場を示したという。日本側はこうしたインドネシアの意向を踏まえ6月のIOC理事会で解決を図ることを述べ会談は終了した⁴⁰⁾。

2-2. IOC理事会での処分解除の条件決定

日本とインドネシアの関係者による会談から1週間あまり後の6月5日、IOC理事会が開催された。なお日本の関係者にあたる人物としてはIOC委員を務める東が出席した。この理事会ではインドネシアオリンピック委員会が反省を表し、「今後、ルールとオリンピックの原則を尊重する the rules and Olympic principles will be respected in future」ことが出来れば、IOC会長であるブランデーとIOC副会長で国際陸連会長のエクセター侯爵に処分解除の判断を一任することが決まる⁴¹⁾。「ルールとオリンピックの原則を尊重する」とは、与謝野がブランデーから返答された「憲章を遵守する」ということと同じ意味であると考えられる。そして「憲章を遵守」とは、『オリンピック憲章』の遵守であり、より具体的には、その根本原則に明記される政治的な差別を行わないことを指すといえる⁴²⁾。つまり、IOC理事会がインドネシアオリンピック委員会に求めていたのは、台湾・イスラエル参加問題に対する謝罪と、政治の介入から大会を守ることの2点であったといえるだろう。このことが守られればブランデーとエクセターの判断によって処分は解除されるのである。またこの理事会の後、ブランデーとエクセターはソ連出身のIOC委員であるアンドリアノフにインドネシア問題の仲介を依頼した⁴³⁾。IOCがすでに動き出していた日本の関係者ではなくアンドリアノフに対し仲介依頼があったことに対し、『朝日新聞』は、日本はインドネ

シアの参加問題の発端である第4回アジア競技大会の台湾・イスラエル参加問題の当事者であること、そして先に行われた東京での会談が両国の閣僚級が出席しあまりにも政治的であったことを要因として挙げている⁴⁴⁾。

こうしてIOCから処分解除の条件が提示され、アンドリアノフが解決のために仲介に入るなど、着々と交渉が進展していきそうな下地が形成されているかのように映る。しかし事態はそう上手く展開したわけではなかった。1点目はアンドリアノフの動向である。6月18日、在インドネシア日本大使の古内広雄がスカルノと会談を行っているが、その席上、スカルノからは「ソ連のIOC委員」が仲介に入ることを聞いているがいまのところ接触はいっさいなく「当地ソ連大使館に照会したも何ら本件につき承知しておらずとの答え」が返ってきたという⁴⁵⁾。また8月9日には『週刊朝日』の記者である大堀という人物がインドネシアのスポーツ大臣であるマラディーに取材を行っているが、そこでもIOCとの交渉については東に任せてあることと、ソ連の仲介はいまだ実現していないことを語った⁴⁶⁾。9月30日にも古内はスカルノと会談を行っているが、そこでもアンドリアノフとの接触はなかったと語っている⁴⁷⁾。つまり、6月のIOC理事会でアンドリアノフが仲介役を任されて以降、彼がインドネシアの関係者と接触を図った形跡が見られないのである。

2点目として挙げられるのがインドネシアの態度である。5月30日の日本とインドネシアの関係者による会談でもインドネシアが一方向的に謝罪することはできない、ということが述べられていた。IOC理事会の開催前にインドネシア外務大臣のスバンドリオも日本の新聞に対し次のようなコメントを残している。

インドネシアの納得いくように問題の解決が図るならば、インドネシアは一九六四年の東京オリンピックに参加するであろう…スカルノ大統領

は、IOC問題がインドネシアの満足いくように解決されるならば、東京オリンピックの参加に反対するものではない⁴⁸⁾

インドネシアにとって「納得のいくような問題の解決」とはどのようなことを指すのか。例えば日本インドネシア協会会長の清水斉は「インドネシアだけが陳謝する必要はなく、またインドネシアだけが犯罪者扱いされるのは心外だ」というインドネシアの主張を明らかにしている⁴⁹⁾。また8月9日の大堀の取材でマラディーはインドネシアとしてはオリンピックの精神には大いに賛成するがIOCが今後態度を改めない限り、インドネシアはオリンピックに参加しないこと、東京オリンピックはアジアで最初に行われるオリンピックでありインドネシアも参加したい気持ちをもっていることを述べている⁵⁰⁾。そして9月30日の古内とスカルノの会談では東京オリンピックには参加希望もIOCから無条件で招請状が来なければ難しいことが述べられている⁵¹⁾。インドネシアは、無条件での処分解除でなければ東京オリンピック不参加も辞さない覚悟であったことが窺える。

またIOCに対する強硬な態度という意味では新興国競技大会（以下、GANEF0）の開催はそれを端的に表している。1963年2月のIOC理事会でのインドネシアに対する処分決定後、インドネシアは新たな国際競技大会としてGANEF0の開催を宣言した。このGANEF0に関し6月のIOC理事会では参加国・地域の選定があまりにも政治的であると懸念を示す⁵²⁾。また国際サッカー連盟はGANEF0の公認拒否と加盟国に不参加を要求し、国際陸連はGANEF0参加選手の東京オリンピック参加禁止措置の決議を出すなど、IOCやIFsはGANEF0開催に批判的であった⁵³⁾。しかしGANEF0は1963年11月に51の国・地域から選手役員が約2000人、文化祭芸術競技には約600人が参加し挙行されることとなった⁵⁴⁾。

2-3. インドネシア不参加問題に対する日本の関与のあり方

IOC 理事会でインドネシアに対する処分解除の条件、そして仲介をアンドリアノフが担当することが決まったが、このことを踏まえて国会では日本の関係者はどのようにインドネシア不参加問題に対処するのが取り沙汰されている。

1963年6月21日に開催された参議院オリンピック準備促進特別委員会では、与謝野によってIOC理事会の報告が行われたが、社会党参議院議員の岡田宗司はこれまで日本がスカルノやマラデーと言ったインドネシア関係者との折衝を行ってきたことから次のように与謝野に対し語っている。

IOCのほうでもってアンドリアノフ氏にこの問題の折衝をまかして、それで事足りるというものではないと思うのであります。もちろん正式にはアンドリアノフ氏の折衝をまたなければならないわけではありますが、やはり非公式に側面的には日本としてもさらにインドネシア側と接触をして、そうしてこの解決に進むということも必要じゃないかと思うのであります⁵⁷⁾

岡田はさらに端緒となった川島だけではなく、「日本のスポーツ団体があげてそういう態度をとるとということが表明をされ、また、側面的にそういう線から動くということも…やはり表明し、動くということが何か必要なんじゃないかと思うのであります」と述べた⁵⁶⁾。これに対し与謝野は次のように答えた。

アンドリアノフ氏に託された仕事でありまして、これが行き詰った場合、ないしまさにその障害に対してわれわれの努力でそれを克服できるというような可能性のある場合はあれであります。今日はまだインドネシア側と一体どういう話し合いが行われたのか、一体まだ連絡がついているのかどうかということがわからないときに、早

く日本側としての意見というようなものを出すのは、少し時期尚早ではないか、こう考えております⁵⁷⁾

岡田は日本がよりインドネシア不参加問題解決のために動くべきではないかと求めたが、与謝野の見解は「アンドリアノフ氏に託された仕事であり」、いま日本が動くということは「時期尚早」ではないか、というものであった。

2-4. IOC 総会でのインドネシアに対する決議

1963年10月20日、西ドイツのバーデンバーデンでIOC総会が開催され、インドネシアに対し次の決議が出された。

Since the Games of 1964 would be celebrated for the first time in Asia, it was desirable that all the National Olympic Committees should participate. In order that the Olympic spirit should once again prevail, the Executive Board of the IOC was prepared to re-instate the Indonesian Olympic Committee as soon as it had undertaken to respect the Olympic rules⁵⁸⁾

(下線は筆者による)

このIOC総会での決議では、6月IOC理事会で示された条件の内、謝罪が無くなり、「オリンピックのルールの尊重」のみが処分解除の条件となっている。その後、11月6日に在インドネシア日本大使の古内とスカルノの会談が行われたが、古内は次のように報告している。

BADEN BADEN 決議の内容は先刻解っているが AS SOON AS IT SHOW 以下の文句がなんと しても目障りだ。 プランデージに会いに人を派遣することはどう見てもこちらが謝りに出向く格好となる…スカルノ大統領の東京オリンピック参加の熱意は変りなく、またプランデージに謝らせる積りも毛頭ないことを申し上げたい⁵⁹⁾

(下線は筆者による)

古内の報告における「AS SOON AS IT SHOWの以下の文句」は、古内とスカルノの会談がバーデンバーデン総会決議に関するものであり、かつブランデージに対しインドネシアが何らかの意思表示をしなければならないことを示すものであることから、総会決議の「as soon as it had undertaken to respect the Olympic rules」のことを指すと考えてよいだろう。

謝罪は条件から無くなったが、それでもこの決議はインドネシアにとっては承服できるものではなかった。しかし東京オリンピックへの参加は希望しており、この時スカルノは「OLYMPIC CODE」を尊重する意志を日本が仲介してブランデージに伝達することで解決を要望したという⁶⁰。これを受けて日本の関係者はブランデージと直接インドネシア不参加問題に関する連絡をとるべく動いている。例えば、在シカゴの志水総領事に対しブランデージと電話会談を行うためのアポイントの要請が行われた⁶¹。また東によって12月1日にブランデージに対し手紙が送られたが⁶²、その内容は1月にブランデージの来日を希望するものであった⁶³。1月15日から20日の間にスカルノが来日予定であったので⁶⁴、そこで両者を会談させて解決を図ろうとしたと考えられる。しかしブランデージとの電話会談や来日が実現することはなかった。ただ、スカルノは1月に来日しており、19日にはスカルノと川島、岸信介によってインドネシア不参加問題に関する会談が行われている⁶⁵。

1964年1月25日にインスブルックでIOC理事会が開催された。理事会に出席した東はインドネシアに対する処分の即刻解除を主張したが、東の主張に対し賛同したのは7人中1人のみであった⁶⁶。理事会では、インドネシアに対しバーデンバーデンにおける決議が送付されていなかったことが議題として挙がり、これを送付することに決した⁶⁷。3月に入り、決議はインドネシアに送付

された⁶⁸。4月27日、インドネシアオリンピック委員会名誉主事のラトゥメテン(Latumeten)から、決議は承服できないとの返信が届く⁶⁹。こうしてインドネシアの東京オリンピック参加は「99%まで絶望」とまで言われるようになっていた⁷⁰。

2-5. アラブ諸国のボイコット決議

シリアの日本大使館から外務省に対し報告が届いたのは1964年5月中旬のことであった。シリア外務省のアジア、アフリカ局長およびアラブ局長を大使館関係者が訪問し会談を行ったところ、東京オリンピックにインドネシアが参加しない場合、「アラブ諸国も不参加となる可能性が大きい」と語ったという⁷¹。そして5月20日、アラブ連盟会議で、アラブ諸国はインドネシアの東京オリンピック参加が認められるように努力を継続すること、インドネシアの東京オリンピック参加が最終的に認められなければ、アラブ諸国は同大会をボイコットしインドネシア支持の立場をとること、インドネシアを参加させないことに固執するのならばアジア、アフリカ、南米諸国に東京オリンピックのボイコットよびかける、という決議が行われたのである。アラブ連盟による東京オリンピックボイコット決議である。この決議には以下のねらいがあったとされる。インドネシアが第4回アジア競技大会で台湾とイスラエルの参加を拒否し、それに対しIOCとIFsが批判を行ったが、インドネシアの行った「主催国と友好関係にない国を招くことを強制する権限は〔IOCには〕ないとの態度」を支持し「政治のスポーツに対する干渉排除というオリンピックの原則にchallengeし、その変更をsuggestする」こと、GANEF0に出場した選手のオリンピック参加禁止処分の解除を求めること、そしてインドネシアが東京大会に参加出来ない場合はGANEF0を盛り上げ「オリンピックのブロック化」を図ることである⁷²。またパキスタンでも東京オリンピックボイコットの可能性が浮上する⁷³。この他、東欧諸国に対し

でもインドネシアが東京オリンピックボイコットを要請したとの情報もあり⁷⁴⁾、インドネシアの不参加が引き金となって、多数の国・地域のボイコット情報が飛び交い始めていた。

2-6. 主催国日本としてインドネシア不参加問題に尽力を

アラブ諸国のボイコットが日本でも報道された直後の5月22日に衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会が開催され、与謝野は社会党衆議院議員の重盛寿治からアラブ諸国のボイコットを含め今後インドネシア不参加問題に関する対応について質問を受ける。与謝野はアラブ諸国の決議は「政治的の決議」であり、「本来は参加したいということに関係者は考えていると思う」こと、次のIOC理事会でこの問題は取り上げられるはずであることと、「世界の全部の国が東京大会に参加してもらいたいということをお願いしていることは変わらない」からアラブ諸国やインドネシアが参加しないということ自分たちが言うことは避けたいと述べた⁷⁵⁾。これに重盛は次の通り返答する。

日本が主催国である、同時に、その日本でやる場合に、私の知っておる限りにおきましては、アジアで初めて行われるものである、そうだとすれば、その関係の一番深い、しかも日本とインドネシアは決して相反する立場をとっておらない…いろいろな立場からいうならばきわめて重要な関係にあるでもありますので、主催国として、IOCに対してもう少し強力な発言をする資格があるのではないかと資格があるかないかはともかくとして、日本でやるのだから、もう少し至急に考慮するようひとつ努力してほしいという、努力要求ぐらいいは出してもいいのじゃないか、また出すべきではないかというふうに考えております。これはインドネシアとIOCとの関係の問題だというお考え方だけでは、少し消極的過ぎはしないか⁷⁶⁾

与謝野は、これまでインドネシアの参加の為に日本の関係者も努力が払ってきたこと、そしてIOCがインドネシアに対し「非常にやわらかい態度で、もう一ぺん誘いをかけよう」となったが、まだ解決していない状況であること、「私がここで、いや日本がもっとやるのだからと申し上げるよりも、やはりそういう道があればできるだけ最後まで努力を惜しまない」と述べるまでであった⁷⁷⁾。この与謝野の発言に重盛は懐疑を示す。

私の聞いたところの感じでは、これは私どもの権限の範囲外だ、おれはこここのところの事務だけをやればいいのだというふうに分かるが、国民全般から見ただけでは、せっかく日本でオリンピックをやるのだから、どういう事態があるかも知れぬが、日本のオリンピックを契機としてこういう問題の解消をはかるべきではないか、同時に主催国でありあなた方日本政府が、これくらいの問題は処理する努力をすべきではなからうか、こういう考え方で見守っていることは事実であります⁷⁸⁾

インドネシア不参加問題を解決に向けてより積極的な姿勢が、ここでも与謝野に対して求められたのである。

3. インドネシアの東京オリンピック不参加

3-1. ブランデーとスカルノの来日

アラブ諸国を中心とした東京オリンピックボイコット決議の最中、インドネシア不参加問題に関する関係者が偶然にも日本に集まっていた。まず5月20日にインドネシアのスポーツ大臣であるマラディーが世界バドミントン選手権決勝（インドネシア対デンマーク）の視察のために来日する⁷⁹⁾。5月24日にはブランデーが来日したが、同日にマラディーは帰国してしまい両者は「すれ違い」となってしまう⁸⁰⁾。ブランデーは5月24日から6月2日まで日本に滞在し、6月3日か

ら5日は韓国, 6月6日から8日は台湾, そして10日に羽田からアメリカへ帰国する予定であった⁸¹⁾. そして6月7日にはスカルノがマレーシア問題⁸²⁾ 解決のために来日した. 8日, ブランデーが台湾から再来日すると「スカルノ大統領が日本に来ていることは台北の新聞で知った. スカルノ大統領が会いたいとの希望があればこれに応じる. しかし私から面会を求めることはしない」と語った⁸³⁾. 結果的に両者の会談は実現せず, 6月11日, ブランデーは帰国の途についた⁸⁴⁾. 一方, スカルノは21日に帰国した⁸⁵⁾.

ブランデーとスカルノの直接会談は叶わなかった一方で, 東や川島, そして1963年7月からオリンピック担当大臣となっていた佐藤栄作⁸⁶⁾, 総理大臣の池田勇人がインドネシア不参加問題に関わって行動していたことが確認できる. 東はブランデーの12日間の訪日中, 8日間何らかの形で時間を共にしている. その中には「水入らずの夕食」⁸⁷⁾ や「内輪の夕食会」⁸⁸⁾ と記録されているものもあるが, 状況的にインドネシア不参加問題が一度も話題に上がらなかったとは考えにくい. また佐藤栄作は5月26日と5月30日の二度にわたりブランデーと接触しており⁸⁹⁾, その内一回はインドネシア不参加問題について話合ったことを明らかにしている⁹⁰⁾. さらに佐藤は, 6月9日に川島とインドネシア不参加問題に関し協議を行うと「スカルノ, ブランデー会談を, 川島の手を通じてやり度いと思った」という⁹¹⁾. 6月10日には池田がスカルノとインドネシア不参加問題に関し会談を行い, 両者ともインドネシアの東京オリンピック参加を希望していることで意見が一致する⁹²⁾. そして同日, 池田は川島と会談し, 川島に対しインドネシアの参加実現のためIOCとインドネシアの間に入って積極的な斡旋を行うように要請を行う⁹³⁾. この要請を受けた川島は夕方に東と会談を行う⁹⁴⁾. そこで川島は東に対し, 池田およびスカルノがインドネシア参加に強い希望を持っていることをブランデーに伝えるように求めたという⁹⁵⁾. こうした状況下で東は

6月下旬に開かれるIOC理事会に出席する. このIOC理事会は東京オリンピック開催前に開かれる最後のものであり, インドネシア不参加問題を解決する最後の機会であるといえた.

3-2. IOC理事会でのインドネシアの処分解除

1964年6月26日, IOC理事会が開かれた. インドネシア不参加問題が取り上げられ, 東によれば2時間近い議論が行われたという⁹⁶⁾. そして理事会はインドネシアに対するオリンピック参加停止処分の解除を決める⁹⁷⁾. 東は以下の様なコメントを残している.

特に私たち理事がインドネシアの出場について席上要望したわけではなく, ブランデー会長が理事会のはじめにいくつかの提案をし, 同会長独自の判断でインドネシアの資格停止処分解除が打出されて全理事の承認となったわけだ⁹⁸⁾

ブランデーによれば「インドネシア・オリンピック委員会は将来規則に従い, オリンピック憲章を支持することに同意した」ことを解除の要因として挙げている⁹⁹⁾. だがIOCの議事録にもインドネシア不参加問題に関する議論の顛末は残っておらず, どのような形でもってインドネシアオリンピック委員会が「オリンピック憲章を支持すること」を表明したのか, その詳細は不明である. 理事会に参加した東も当日の日記には議論の詳細を記しておらず, 処分解除に対し“At any rate, a happy ending!”と書き残しているにとどまる¹⁰⁰⁾. 後に東が語ったところによれば, インドネシアが「参加したいと意思表示した証拠書類が, ある筋を通しIOCに提出されたため」だという¹⁰¹⁾. なお日本の新聞報道では「日本の熱意がインドネシアの参加をみのらせた」¹⁰²⁾ や「[ブランデーが] 日本国内に意外にインドネシアの復帰を望む声が多いことを感じ」¹⁰³⁾ などと日本の関係者による尽力がブランデーを動かしたとの報道がなされた.

インドネシアに対する処分解除が決まった後、アラブ諸国が東京オリンピック参加を発表した¹⁰⁴。そして7月17日に組織委員会はインドネシアに対し東京オリンピックの招待状を送付した¹⁰⁵。しかしIOCが処分解除をしたとはいえないインドネシアの参加はまだ確定的とは言えなかった。なぜなら、国際陸連がGANEF0出場選手の東京オリンピックへの出場資格停止を依然として解除していなかったからである¹⁰⁶。インドネシアが東京オリンピックに派遣する代表選手団にはGANEF0に出場した陸上選手が含まれていた。つまり国際陸連としてはインドネシアの選手の参加は認められるものではなかったのである。また国際水連は1963年9月にインドネシアに対し資格停止処分を下していた。これは当時国際水連非加盟であった中華人民共和国とインドネシアが競技会を開催し、その後インドネシアが国際水連からの脱退を声明していたことが原因であった¹⁰⁷。IOCの処分解除直後に国際水連の名誉理事である安部輝太郎は次の様に述べている。

水泳はアジア競技大会後、国際水連から除名しているし、インドネシアからも連盟脱退を声明している。脱退していると国際水連のメンバーではないから、オリンピックには出られない¹⁰⁸

IOCのインドネシアに対する処分は解除されたが、国際陸連や国際水連による処分は解除されていなかったのであり、インドネシアの一部の選手には東京オリンピック参加資格がない状況が続いていたのであった。このことはIOC事務総長のマイヤーとIOC副会長と国際陸連の会長を兼務するエクセターの書簡のやり取りからも確認できる¹⁰⁹。

3-3. インドネシアの東京オリンピック不参加

国際陸連と国際水連の処分を解除するべく、組織委員会では1964年7月に国際陸連にインドネシア参加の許可をとるべく渉外部長がロンドンへ

と向かった。しかし国際陸連の意見は変わらず、既定方針を堅持するとの返答を受けるにとどまった¹¹⁰。9月10日には国際水連がGANEF0に出場した選手の東京オリンピック参加禁止とインドネシアは国際水連から脱退しているために東京オリンピックに参加できないことを再確認している¹¹¹。

9月11日には与謝野によって談話形式の声明が発表される。その要旨は国際陸連や国際水連の取り決めによりGANEF0出場選手の東京オリンピック参加は厳しいというものであった¹¹²。ただこの声明は「他の種目には多勢が出られることでもあり、国際陸連や国際水連の決定が最終的に覆らない場合でも、北朝鮮やインドネシアはぜひ参加してほしい」¹¹³との意味合いが込められたものであった。一方、日本の新聞報道ではインドネシアが東京オリンピック参加に向け着々と準備を進めていると報道がなされていた。9月3日にはいまだ処分解除のない陸上および水泳を含む12の種目のエントリーを行ったこと¹¹⁴、9月25日には選手団は選手83名、役員40名で陸上、水泳、フェンシング、ウエイトリフティング、射撃、ホッケー、柔道、ヨット、ボクシング、自転車、バスケットボールに出場することが報じられた¹¹⁵。

9月18日には与謝野がシカゴでブランデーと会談しインドネシアの参加に関する日本の意向を伝えた。この時、ブランデーは「スポーツの世界ではやはりルールの尊重ということであって、これがくずれるとすべてが成り立たなくなるんだ」¹¹⁶と語ったという。9月21日にはロンドンにおいてIOC副会長で国際陸連会長のエクセターと国際陸連の名誉主事であるペインと会談し日本の意向を伝えるもエクセターは「この決定をもうくつがえす時期がない」¹¹⁷と述べ、次の様にも語ったという。

この処分は陸連の理事会で決定されたものでたとえ自分がどうしようとしても、自分一人でこれ

を緩和することはできないうえ、アジアにおける初のオリンピックにできるだけ多くの参加したがつている者を参加させたいという日本側の気持ちは分るが、ルールを守る者のみがオリンピックに参加することが、より重要なことと思う¹¹⁸⁾

9月24日、組織委員会は国際陸連及び国際水連による処分の解除が絶望的であることをインドネシアに通告した¹¹⁹⁾。9月28日にインドネシア選手団が日本に到着した。しかし選手の中には出場資格を有しない者が含まれていた¹²⁰⁾。

10月に入り GANEFO 出場選手が東京オリンピックに出場出来るように求める運動が行われる。例えば「国際陸連、国際水連の不当な制裁に抗議する集会」が「日朝協会、日中友好協会など二十三団体の代表四十名」が出席する中で開催され、組織委員会に各団体の抗議文や要請文を手交した¹²¹⁾。神奈川県議会でも国際陸連、国際水連の制裁が解除されるように政府や組織委員会に努力を求める決議が「全員一致で採択」される¹²²⁾。同様の要望は品川区議会においても決議されている¹²³⁾。また共産党東京都委員会は組織委員会、国際陸連、日本陸連に対して「GANEFO(新興勢力競技大会)参加選手をオリンピック参加させるよう」願った要望書を提出した¹²⁴⁾。

10月2日、国際陸連はインドネシアから出場エントリーのあった6名の内、GANEFOに出場していた5名の選手のエントリーを拒否し¹²⁵⁾、10月7日には国際水連理事会において、エントリーがあったインドネシアの東京オリンピック参加を認めないことを決した¹²⁶⁾。インドネシア選手団の一部選手の東京オリンピック出場が不可能となったのである。マラディーは10月8日に記者会見を行い、「IOCとの間に『GANEFO問題をふくめ過去の一切を水に流す』との合意ができた」から選手団を来日させたが、国際陸連と国際水連によって「一部の選手の出場が拒否されるのは、全選手の出場を拒否されたものと考え」と述べ次の様に声明を続けた。

なお希望は捨てないが、情勢はきわめてむずかしい。もし大会までに満足のいく解決がなされなければ、重大な結果を生ずるだろう。これについては、インドネシアは責任をもたない¹²⁷⁾

翌9日、インドネシアは参加の出来ない一部選手のみだけではなく、代表選手団すべての引揚げを宣言する¹²⁸⁾。そして1964年10月10日午後0時25分、羽田空港よりインドネシアへと帰国したのであった(図1)。



図1 1964年10月10日の羽田空港にて帰国直前のインドネシア選手団(オリンピック東京大会組織委員会編『第十八回オリンピック競技大会公式報告書 上』オリンピック東京大会組織委員会, 1964年, p. 83.)

おわりに

インドネシア不参加問題への日本の政府関係者による関与は、オリンピック担当大臣であった川島による「私的な会談」に始まり、日本のスポーツ関係者、インドネシアの関係者、そしてブランデーに対して行われていた。川島や後にオリンピック担当大臣となる佐藤、そして総理大臣である池田勇人首相も関与していたという事実は、日本政府にとってもインドネシア不参加問題が無視できるようなものではなかったことを意味している。前年の1963年にインドネシアが主導したGANEFOでも、日本の参加をめぐる政府が関

わっていた。インドネシアに対する参加禁止処分の直後の出来事とあってIOCはGANEFOに対して懐疑的であった。日本にもGANEFO参加の打診が届くが東京オリンピックに悪影響を及ぼすのではないかと考えられていた。日本スポーツ界はGANEFOに選手を派遣しないことを決めるが、一方で政府は日本の参加如何によってはインドネシアとの関係が悪化するのではないかと懸念していた¹²⁹⁾。GANEFO参加問題と同様にこのインドネシア不参加問題も政府にとっては政治課題として捉えられていたといえよう。

政府関係者によるインドネシアに対する処分解除の働きかけが行われていたわけだが、ブランデーの来日の際にオリンピック担当大臣が会う以外で政府関係者が直接ブランデーとこの件で交渉に臨むことはなかった。またインドネシア関係者との会談も多くの場合は、別件で来日した際にオリンピックに関しても話題となるといった形であった。基本的に与謝野や東といった組織委員会やIOCの職に就くスポーツ関係者によってIOCやIFsとのやり取りは行われていた。政府関係者はインドネシア不参加問題でことあるごとに登場はするが、インドネシアを参加させるべく何らかの強硬な手段に出るというような行動をとらなかった。川島の「私的な会談」のようにインドネシアの東京オリンピック参加意思を確認し、その意思があることを日本のスポーツ関係者に伝え、解決に向けた努力を要望するまでであった。

政府のこうした態度を考える上で、一点目としてオリンピックに参加することの可否といった一切の決定権はIOCやIFsにあることが挙げられる。オリンピックに参加する為にはNOCがIOCによって承認されなければならないし、IFsによって国内統括団体の承認を得なければならない。インドネシア不参加問題でいえば、IOCやIFsが認めないにも関わらず、政府の一存でインドネシアを東京オリンピックに参加させてしまうことや、政府が率先してIOCやIFsに対して働きかけを行い、インドネシアを参加させようとする

るのは、まさしくスポーツに対する政治の介入になってしまう。IOCから政治の介入ととられてしまえば、なんらかの処分が下されることになる。インドネシアは第4回アジア競技大会への政治介入を問われオリンピック参加禁止処分となったが、この時期の日本に下される最も重い処分として想像されるのはオリンピックの中止宣告となるだろう。政治の介入ととられることはあってはならなかった。

二点目としては、日本政府のスポーツと政治の別という論理に対する認識である。インドネシア不参加問題に関する国会での答弁で自民党参議院議員の河野謙三は次のように述べている。

[インドネシアは] 日本のように政治とスポーツというものが画然と区別された国ではないのですね…日本とか、イギリスとか、アメリカとかいうような国のように、スポーツと政治というものを画然と区別されている、それを十分国民も理解しているという国とは違いますからね¹³⁰⁾

ここからは日本の政府関係者が、日本はスポーツと政治が「画然と区別」されている国であるとの自認識を持っていたことが伺える。

つまり日本政府にとって、インドネシア不参加問題はIOCやIFsが取り決めたことを遵守しながら、「干渉しない範囲」で協力を行うことに終始しなければならないものであった。日本政府はインドネシア不参加問題を、政治課題と結びつくものとして認識し、問題解決のために関与した。しかし、その解決のため政府主導で動くことはなく、あくまでオリンピックのルールの中で行われたのである。オリンピックに対する政治介入ととられない形での日本政府の介入の限界が、本稿が明らかにしてきた関与の形であった¹³¹⁾。

【付記】本研究は、2017年度笹川スポーツ研究助成奨励研究「1964年東京オリンピックにおける参加国・地域に関する史的研究」及び令和元年度

日本体育大学学術研究補助費「1964年東京オリンピックの歴史的意義を国際スポーツ界および国際社会との関係から再考する」の成果の一部である。

注

- 1) 「オリンピック東京大会 正式参加申込み国各大会別参加国数 日本の参加状況とメダル数」『朝日新聞』1964年8月17日付朝刊8面。
- 2) なお、当時の国際オリンピック委員会（以下、IOC）には、118の国・地域が加盟をしており、東京オリンピックには最大で116の国・地域が参加できる状況にあった。加盟と参加に差が生まれる理由は次の2点である。一つは東西ドイツの統一チームで、両国は別々にIOCに加盟していたがこの東京オリンピックまでは統一チームでの参加となったため参加の実数が1つ減る。またジャマイカ、トリニダード・トバゴ、バルバドスは、当初西インド諸島という連合代表団を編成しIOCに加盟していたが、この時すでに3カ国とも単独でIOCに加盟しており重複状態が生まれていた。西インド諸島は加盟をしているものの事実上存在しえないものとなっていたのでこちらも参加実数を1つ減らすことになる。
- 3) 「インドネシア選手団が帰国」『朝日新聞』1964年10月10日付夕刊10面。
- 4) David B. Kanin, *A political History of the Olympic Games*, Westview Press, 1981. 守能信次『国際政治とスポーツ』プレスギムナスチカ, 1982年。ジュールズ・ボイコフ著、中島由華訳『オリンピック秘史：120年の覇権と利権』早川書房, 2018年。藤原健固『国際政治とオリンピック』道と書院, 1984年。浜田幸絵『〈東京オリンピック〉の誕生：一九四〇年から二〇二〇年へ』吉川弘文館, 2018年。池井優『オリンピックの政治学』丸善株式会社, 1992年。International Olympic

Committee, *The International Olympic Committee, one hundred years : the idea, the presidents, the achievements II*, International Olympic Committee, 1995. 浦辺登『アジア独立と東京五輪：「ガネホ」とアジア主義』弦書房, 2013年。

- 5) 川本信正『スポーツ現代史』大修館書店, 1976年。
- 6) 波多野勝『東京オリンピックへの遙かな道：招致活動の軌跡1930-1964』草思社, 2004年。
- 7) 富田幸祐「1964年東京オリンピックの参加国・地域に関する史的研究」『2017年度笹川スポーツ研究助成研究成果報告書』2017年, pp. 129-135。
- 8) 倉沢愛子『インドネシア大虐殺：二つのクーデターと史上最大の惨劇』中公新書, 2020年。
- 9) なお日本政府による東京オリンピックの利用や介入について取り上げている研究には以下のものがあるが、インドネシア不参加問題については検討されていない。内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不味堂書店, 1993年。関春南『戦後日本のスポーツ政策：その構造と展開』大修館書店, 1997年。尾崎正峰「スポーツ政策形成過程に関する一研究：オリンピック東京大会選手村の選定過程を対象に」『一橋大学研究年報人文科学研究』第39号, 2001年, pp. 159-251. Jessamyn R. Abel, *Japan's Sporting Diplomacy : The 1964 Tokyo Olympic, The International History Review.*, 34 (2) , 2012, pp. 203-220. 石坂友司『現代オリンピックの発展と危機1940-2020：二度目の東京が目指すもの』人文書院, 2018年。吉見俊哉『五輪と戦後：上演としての東京オリンピック』河出書房新社, 2020年。石坂友司・松林秀樹編『一九六四年東京オリンピックは何を生んだのか』青弓社, 2020年。
- 10) IOC, *Minutes of the Exective Board of The International Olympic Committee. Lausanne, Mon Repos February 9th 1963*, p. 2.

- 11) 与謝野秀『オリンピック雑記帳』毎日新聞社, 1965年, p. 18.
- 12) 「第四十三回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録第四号」1963年2月21日, p. 1.
- 13) 「東京五輪インドネシアの出場停止 IOC委が決定」『朝日新聞』1963年2月8日付夕刊1面. 「インドネシア締出し 東京五輪 アジア大会問題で」『毎日新聞』1963年2月8日付朝刊1面. 「インドネシア出場停止 IOC実行委で決定」『読売新聞』1964年2月8日付夕刊1面.
- 14) 「“困った問題”」『朝日新聞』1963年2月8日付夕刊1面.
- 15) 「第四十三回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録第二号」1963年2月8日, p. 12.
- 16) 前掲 12.
- 17) 「インドネシアの除名取消さねば東京五輪はボイコット」『朝日新聞』1963年2月21日付朝刊14面.
- 18) 大平大臣発倭島大使宛第28号「東京オリンピックに関するアラブ諸国の動向に関する件」昭和38年2月22日, 外務省記録「国際オリンピック東京大会関係第十八回東京大会(一九六四)諸外国参加問題」, I' .1.10.4.6.5, 外務省外交史料館.
- 19) 倭島大使発外務大臣宛電信第56号「アラブ諸国の東京オリンピックボイコット問題に関する件」昭和38年3月6日, 外務省記録「国際オリンピック東京大会関係第十八回東京大会(一九六四)諸外国参加問題」, I' .1.10.4.6.5, 外務省外交史料館.
- 20) 「カイロでは楽観」『朝日新聞』1963年3月6日付夕刊2面.
- 21) 「総会でとりなし図りたい」1963年2月8日付夕刊1面.
- 22) 「天声人語」1963年2月9日付朝刊1面.
- 23) 前掲 15.
- 24) 「第四十三回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録第五号」1963年3月8日, p. 1.
- 25) 同上.
- 26) 前掲 12, pp. 2-3.
- 27) 「第四十三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録(皇室費, 国会, 裁判所, 会計検査院, 内閣, 総理府(経済企画庁等を除く), 法務省及び大蔵省所管並びに他の分科会の初回以外の事項)第五号」1963年2月21日, p. 21.
- 28) 前掲 12, p. 3.
- 29) 「第四十三回国会参議院予算委員会会議録第五号」1963年3月4日, p. 29.
- 30) 同上.
- 31) From Otto Mayer To Shigeru Yosano, April 3 1963. The Olympic Study Centre. CIO JO-1964S-COJO Correspondence SD1 Corr. 1963.
- 32) 古内大使発外務大臣宛「GANEF0準備会議開催に関する件」昭和38年5月8日, 外務省記録「新興国競技大会(GANEF0)関係(一九六三年於ジャカルタ)」I' .1.10.0.8, 外務省外交史料館.
- 33) 「インドネシアの五輪参加見通しは明るい」1963年5月21日付夕刊1面.
- 34) 「第四十三回国会衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会会議録第六号」1963年5月22日, p. 2.
- 35) 前掲 8.
- 36) 宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本:「海のアジア」の戦後史 1957~1966』創文社, 2004年.
- 37) 「東京五輪問題で合意」『朝日新聞』1963年5月30日付夕刊1面.
- 38) 東龍太郎「1963年5月30日」『好日好時(B-1):自昭和38年4月23日至昭和7月27日』.
- 39) 前掲 11, p. 23.
- 40) 「第四十三回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録第七号」1963年5月30日, p. 12.
- 41) IOC, *MINUTES Meeting of the Executive Board of the International Olympic Commit-*

- tee, June 5th 1963 at Mon Repos, Lausanne, p. 2.
- 42) IOC, *Olympic Charter THE OLYMPIC GAMES : FUNDAMENTAL PRINCIPLES, RULES AND REGULATIONS, GENERAL INFORMATION*, 1962, p. 9.
- 43) 「第四十三回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録第九号」1963年6月21日, p. 1.
- 44) 「インドネシアの五輪復帰日本は手を引く」『朝日新聞』1963年6月7日付夕刊1面.
- 45) 古内大使発大平大臣宛電信第345号「インドネシアのオリンピック参加に関する件」昭和38年7月18日発, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会（一九六四）諸外国参加問題インドネシアの部」, I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 46) 藤山臨時代理大使発外務大臣宛「東京オリンピック及びGANEF0についてのマラディ・スポーツ大臣談に関する件」昭和38年8月12日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会（一九六四）諸外国参加問題インドネシアの部」I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 47) 在インドネシア大使発外務大臣宛第587号「東都知事へ連絡方依頼の件」昭和38年10月3日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会（一九六四）諸外国参加問題インドネシアの部」I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 48) 「“納得いけば参加”」『朝日新聞』1963年6月7日付朝刊13面.
- 49) 「五輪参加で日本の仲介期待」『朝日新聞』1963年5月22日付朝刊12面.
- 50) 前掲46.
- 51) 前掲47.
- 52) IOC, *MINUTES Meeting of the Executive Board of the International Olympic Committee, June 5th 1963 at Mon Repos, Lausanne,* p. 2.
- 53) 「国際サッカー連盟が公認を拒否」『朝日新聞』1963年9月9日付朝刊13面. 「新興国会ボイコットせよ」『朝日新聞』1963年9月14日付朝刊13面. 「サッカー連盟もボイコット」『読売新聞』1963年9月14日付朝刊9面.
- 54) 「新興国競技大会をめぐる諸動向」外務省記録「新興国競技大会（GANEF0）関係（一九六三年於ジャカルタ）」I' .1.10.0.8, 外務省外交史料館.
- 55) 「第四十三回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録第九号」, 1963年6月21日, p. 2.
- 56) 同上.
- 57) 同上.
- 58) IOC, *MINUTES of the 60th Session International Olympic Committee, Baden-Baden – Kurhaus from the 16th to the 20th of October 1963*, p. 10.
- 59) 古内大使発外務大臣宛電信第640号「東都知事へ伝言の件」昭和38年11月6日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会（一九六四）諸外国参加問題インドネシアの部」I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 60) 同上.
- 61) 大平大臣発志水総領事宛電信第77号「東IOC委員より依頼の件」昭和38年11月8日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会（一九六四）諸外国参加問題インドネシアの部」I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 62) 東龍太郎「1963年12月1日」『好日好時(B-3) : 自昭和38年11月1日自昭和39年2月23日』.
- 63) From Ryotaro Azuma to Avery Brundage, December 5 1963. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-75. Box50 : IOC Member RYOTARO AZUMA (Member) 1949-1969, Reel 30.
- 64) 「スカルノ大統領の訪日」『月刊インドネシア』

- 第195号, 1964年, p. 3.
- 65) 同上.
- 66) 「古内大使あて東IOC委員の書簡写(2月6日付)」昭和39年2月8日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会(一九六四)諸外国参加問題インドネシアの部」I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 67) IOC, *MINUTES of the Meeting of the Executive Board of the International Olympic Committee January 25th and 26th, 1964, Hotel Europa Innsbruck*, p. 10.
- 68) From Otto Mayer To The Indonesia Olympic Committee, March 24, 1964. The Olympic Study Centre. D.RM01 INDON 006 SD2 Cor. 1964.
- 69) From W. J. Latumeten To The International Olympic Committee, 27 April 1964. The Olympic Study Centre. D.RM01 INDON 006 SD2 Cor. 1964.
- 70) 「無条件なら五輪参加」『朝日新聞』1964年4月28日付朝刊14面.
- 71) 浦部臨時代理大使発外務大臣宛電信第44号「オリンピック東京大会にインドネシアの参加方につきIOCへの申入れ要請の件」昭和39年5月9日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会(一九六四)諸外国参加問題インドネシアの部」I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 72) 倭島大使発大平大臣宛第401号「アラブ諸国のオリンピック東京大会参加についてのアラブ連盟理事会決議に関する件」昭和39年5月21日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会(一九六四)諸外国参加問題アラブ諸国の参加問題」I' .1.10.4.6.5, 外務省外交史料館.
- 73) 今井臨時代理大使発外務大臣宛第354号「インドネシアの東京オリンピック参加問題についてのパキスタンの支持要請に関する件」昭和39年6月6日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会(一九六四)諸外国参加問題インドネシアの部」I' .1.10.4.6.5.1, 外務省外交史料館.
- 74) 「短信・カバル」『月刊インドネシア』第199-200号, 1964年, pp. 10-11.
- 75) 「第四十六回衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録第五号」1964年5月22日, pp. 2-3.
- 76) 同上, p. 3.
- 77) 同上.
- 78) 同上.
- 79) 「マラディ氏が来日 インドネシア・スポーツ相」『朝日新聞』1964年5月20日付夕刊10面.
- 80) 東龍太郎「1964年5月24日」『好日好時(B-4): 自昭和39年2月24日昭和39年5月31日』.
- 81) 「ブランデー会長 東京の印象 IOCブランデー会長来日」『朝日新聞』1964年5月30日付朝刊14面.
- 82) マレーシア問題とは, イギリスによるマラヤ連邦, シンガポール, 英領北ボルネオの合併による国家構想に端を発するものである. この構想に対し, 新植民地主義の問題としてインドネシアが反対していた.
- 83) 「希望あれば応ずる」『朝日新聞』1964年6月9日付朝刊14面.
- 84) 東龍太郎「1964年6月11日」『好日好時(B-5): 自昭和39年6月1日至9月18日』.
- 85) 「スカルノ大統領離日 マレーシア問題三国東京会談」『朝日新聞』1964年6月21日付夕刊1面.
- 86) 「池田改造内閣成る 佐藤氏は五輪担当 厚生小林 自治早川 防衛福田篤 法務賀屋 文部灘尾氏」『朝日新聞』1963年7月18日付朝刊1面.
- 87) 東龍太郎「1964年5月25日」『好日好時(B-4): 自昭和39年2月24日自9月31日』.
- 88) 東龍太郎「1964年5月26日」『好日好時(B-4): 自昭和39年2月24日自9月31日』.
- 89) 伊藤隆監修『佐藤栄作日記 第二巻』朝日新聞社, 1998年, p. 132, p. 134.

- 90) 「第四十三回国会衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会会議録第七号」1964年6月5日, p. 6.
- 91) 前掲 89, p. 138.
- 92) 「弾力的な態度示唆 インドネシアの五輪参加」1964年6月11日付朝刊1面.
- 93) 「首相, 川島氏にあっせん要請」1964年6月11日付朝刊1面.
- 94) 東龍太郎「1964年6月10日」『好日好時(B-5): 自昭和39年6月1日至々9月18日』.
- 95) 前掲 93.
- 96) 東龍太郎「1964年6月26日」『好日好時(B-5): 自昭和39年6月1日至々9月18日』.
- 97) IOC, *Minutes of the Meeting of the Executive Board of the IOC, June 26th and 27th, 1964, Mon Repos, Lausanne*, p. 2.
- 98) 「インドネシアの五輪参加を認む」『朝日新聞』1964年6月27日付朝刊1面.
- 99) アベリー・ブランデー著, 宮川毅訳『近代オリンピックの遺産』ベースボール・マガジン社, 1974年, p. 260.
- 100) 前掲 96. ただし, 『毎日新聞』では東がとある解決案を携えて理事会に臨んだとしている. 東の携えた解決案とは「IOCがインドネシアに要求した“ルールを守る”との書簡には触れず, インドネシアが『東京大会参加』の熱意を示し, これをうけたIOCが参加を認める」というものであったという. 「東京大会に“明るさ”インドネシアの五輪参加」『毎日新聞』1964年6月27日付朝刊13面.
- 101) 「五輪復帰の意思表示にインドネシアが証拠書類 東氏, 帰国して語る」『朝日新聞』1964年6月29日付朝刊13面.
- 102) 「日本の熱意が実る 史上で最大の大会に」『読売新聞』1964年6月27日付朝刊15面.
- 103) 「インドネシアの五輪参加を認む」『朝日新聞』1964年6月27日付朝刊1面.
- 104) 「アラブ諸国も参加」『朝日新聞』1964年6月17日付夕刊10面.
- 105) 「インドネシアへ五輪招待状を発送」『朝日新聞』1964年7月17日付夕刊.
- 106) オリンピック東京大会組織委員会編『第十八回オリンピック競技大会公式報告書 上』オリンピック東京大会組織委員会, 1964年, p. 82.
- 107) 安部輝太郎『水と共に七十年』水と共に七十年刊行会, 1975年, p. 273.
- 108) 「国際水・陸連は強硬」『朝日新聞』1964年6月28日付朝刊13面.
- 109) From The Marquess of Exeter To Otto Mayer, September 12, 1964. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-75. Box49: IOC President and Secretariat MAYER, OTTO (Chancellor), 1964, Reel 29.
- 110) 「参議院オリンピック準備促進特別委員会(第四十六回国会閉会后) 会議録第二号」1964年9月15日, p. 44.
- 111) 「“五輪出場認めぬ”新興国会の参加者 国際水連が再確認」『朝日新聞』1964年9月11日付朝刊14面.
- 112) 前掲 106, p. 84.
- 113) 前掲 11, p. 71.
- 114) 「処分撤回しなくとも選手は派遣」『朝日新聞』1964年9月4日付朝刊12面.
- 115) 「新興国会の参加者含め選手83人を発表」『朝日新聞』1964年9月25日付朝刊15面.
- 116) 「参議院オリンピック準備促進特別委員会(第四十六回国会閉会后) 会議録第三号」1964年9月30日, p. 48.
- 117) 同上.
- 118) 椎名大臣発斎藤大使宛「GANEF0 出場選手のオリンピック参加の可能性」昭和39年9月29日, 外務省記録「国際オリンピック大会関係第十八回東京大会(一九六四) 諸外国参加問題」I '1.10.4.6.5, 外務省外交史料館.
- 119) 同上.
- 120) 前掲 106, p. 83.
- 121) 「平和・友好の祭典にせよ 五輪組織委へ代表

が申入れ』『アカハタ』1964年10月3日付7面.

- ¹²²⁾ 「神奈川県議会が要望 ガネフォ参加選手の五輪出場を」『アカハタ』1964年10月3日付7面.
- ¹²³⁾ 「品川区議会も」『アカハタ』1964年10月3日付7面.
- ¹²⁴⁾ 「共産党と委員会も要望」『アカハタ』1964年10月3日付7面.
- ¹²⁵⁾ 「エントリー拒否」『朝日新聞』1964年10月3日付朝刊1面.
- ¹²⁶⁾ 「四人の北朝鮮選手五輪出場は不能に」『朝日新聞』1964年10月8日付15面.
- ¹²⁷⁾ 「参加できねば重大結果」『朝日新聞』1964年10月9日付朝刊1面.
- ¹²⁸⁾ 「インドネシアも引揚げ 新興国大会処分国際水・陸連に反発」『朝日新聞』1964年10月10日付朝刊1面.
- ¹²⁹⁾ 富田幸祐「新興国競技大会（GANEF0）における日本選手団参加問題と日本政府：外務省外交史料館所蔵史料を手掛かりとして」『体育学研究』第63巻第2号，2018年，pp. 707-

721.

- ¹³⁰⁾ 「参議院オリンピック準備促進特別委員会（第四十六回国会閉会后）会議録第一号」1964年8月31日，p. 13.
- ¹³¹⁾ ただしこのことをもって当該期の日本政府と東京オリンピックの関わり方の全体的特徴と結論付けることは出来ない。石坂によれば，組織委員会には「国側の積極的な援助・指導が行われた」という。東京オリンピックと日本政府の関与，介入の全体像は，インドネシア不参加問題に対する政府の態度とその他の東京オリンピックに関わる事柄への政府の関与や介入の濃淡の比較，検討によって明らかになってくるものであり，今後の課題となってくる。石坂友司「国家戦略としての二つのオリンピック：国家のまなざしとスポーツの組織」清水論編『オリンピックスタディーズ：複数の経験・複数の政治』せりか書房，2004年，p. 117.

（受理日：2021年4月5日）